

四日市市告示第34号

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年2月2日

四日市市長 森 智 広

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱（令和5年四日市市告示30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（交付対象者）</p> <p>第2条 支援金の交付対象となる者は、令和4年7月1日時点で四日市市内に開局・開設されている次の各号のいずれかに該当する施設であって、申請日においても引き続き運営しているものとする。ただし、公立病院及び公立診療所を除く。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院 <u>（保険医療機関に限る。）</u></p> <p>(2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所 <u>（医科・歯科、保険医療機関に限る。）</u></p> <p>(3) 医療法第2条に規定する助産所</p> <p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律（昭35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局 <u>（保険薬局に限る。）</u></p>	<p>（交付対象者）</p> <p>第2条 支援金の交付対象となる者は、令和4年7月1日時点で四日市市内に開局・開設されている次の各号のいずれかに該当する施設であって、申請日においても引き続き運営しているものとする。ただし、公立病院及び公立診療所を除く。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院</p> <p>(2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所</p> <p>(3) 医療法第2条に規定する助産所</p> <p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律（昭35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)